

みをつくし文化センター

施設使用料（単位：円）

場所・利用区分		午前9時から 午後9時まで （1時間につき）	午後9時から 午後9時30分まで （30分につき）
中会議室	生涯学習関係団体	310	150
	一般	620	310
展示ギャラリー	生涯学習関係団体	160	80
	一般	330	160
大研修室	就業改善グループ	410	200
	一般	1,250	620
小会議室	就業改善グループ	150	70
	一般	310	150
調理実習室	就業改善グループ	410	200
	一般	830	410
講座室	生涯学習関係団体	240	120
	一般	480	240
和室1	生涯学習関係団体	140	70
	一般	290	140
和室2	生涯学習関係団体	140	70
	一般	290	140
ホール	生涯学習関係団体	1,040	520
	一般	2,090	1,040
リハーサル室	生涯学習関係団体	200	100
	一般	410	200
別途費用　：　ホール冷暖房		1時間につき	1,040

備考

- 生涯学習関係団体とは、地域における学校教育、社会教育及び文化等に関する活動を行う団体で市長が認めるものをいう。
- 就業改善グループとは、就業改善を図るため自主的に活動する団体で市長が認めるものをいう。
- 利用時間の開始は正時からとし、利用時間の終了は午後9時30分まで利用する場合を除き正時までとする。
- 利用者が入場料（これに類するものを含み、資料代その他の実費を除く。）を徴収する場合及び商品の展示、宣伝又は販売その他の営業活動を行う場合の使用料は、所定の使用料の2倍に相当する額とする。
- 利用時間を15分以上超過し、又は繰り上げて利用する場合の当該超過又は繰り上げに係る使用料は、次のとおりとする。
（1）所定の開館時間内に利用する場合は、当該超過し、又は繰り上げた時間の属する利用時間区分の使用料（4に規定する利用にあっては、当該規定により算出した額とする。（2）において同じ。）に相当する額

(2) 所定の開館時間外に利用する場合は、1時間につき、午前9時から午後9時までの間の1時間当たりの使用料の1.5倍に相当する額

6. 使用料を算定して得た額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

申込方法

場所：中会議室・展示ギャラリー・大研修室・小会議室・調理実習室・講座室・和室・ホール・リハールサル室

利用申込方法 随時申込

予約申込期間

- ホール以外
 - 窓口 3ヶ月前の初日から当日まで (注1・2)
 - システム 3ヶ月前の1日から3日前まで
- ホール
 - 窓口 6ヶ月前の月の初日から (注1)
 - システム システム予約はできません

備考

- ・ システムから予約申込をするには、まつぼっくりカードの利用者登録が必要です。

注1 窓口受付開始日が、休館日にあたるときは、その翌日が受付開始日となります。

注2 ホールとあわせてSホール以外の施設も利用しようとする場合にあっては、ホールの申請時期と同時に申し込むことができます。

申込みの流れ

- 窓口の場合
 1. システムまたは窓口で施設の空き情報を確認します。
 2. 予約申込期間に窓口で「利用許可申請書」を記入し、まつぼっくりカード（利用者登録済みの場合）と一緒に提出します。
 3. 窓口職員が申請書の内容を確認して予約の受付をします。利用日当日までに使用料の支払いをします。ただし、口座振替の場合は翌月20日（金融機関休業日の場合は翌営業日）に指定口座より引き落としされます。
- システムからの場合
 1. 予約申込期間にインターネット（パソコン・携帯電話）から予約申込をします。または、まつぼっくりサポートセンターへ電話してオペレーター受付により予約申込をします。
 2. 使用料は、利用日当日までに窓口で支払いをします。ただし、口座振替の場合は翌月20日（金融機関休業日の場合は翌営業日）に指定口座より引き落としされます。
 3. 利用日当日は、施設窓口で予約番号を伝えてから利用してください。

注意事項

- ・ 予約内容の変更やキャンセルは利用日の10日前まで可能です。10日前を過ぎてしまうとキャンセルは出来ません。利用しなくても使用料をいただく事になりますので、変更やキャンセルはお早めをお願いします。
- ・ 生涯学習関係団体及び就業改善グループの受付期間は上記と異なります。また、生涯学習関係団体及び就業改善グループの認定を受けるには、利用する施設への申請が必要です。詳細についてはみをつくし文化センター窓口へ問合せください。